

平成30年第10回菊池市教育委員会会議録

日 時 平成30年10月22日（月）午後1時30分
場 所 本庁舎3階304会議室
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	松 岡 義 博
教育委員	森 智 保 美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸 良 子
教育部長	大 山 堅 四 郎
菊池市生涯学習センター長	木 村 利 昭
教育審議員	横 手 満
学校教育課長	木 下 徳 幸
生涯学習課長	笹 原 猛
社会体育課長	吉 田 武
学校給食管理室長	竹 村 秀 一
菊池市中央公民館長	山 本 美 千 代
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	久 保 敦 嗣
学校教育課指導主事	上 田 浩 一 郎
学校教育課総務係長	磯 田 貴 博

18名

日 程

1. 開 会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 議 案
 - 第29号 菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第30号 菊池市七城地区自治公民館施設（3地区）の無償譲渡について
 - 第31号 菊池市地区公民館条例及び菊池市農業構造改善センター条例を廃止する条例の制定について
 - 第32号 菊池市農業構造改善センター条例施行規則を廃止する規則の制定について
 - 第33号 菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第34号 菊池市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第35号 菊池市隈府一番地複合施設条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第36号 菊池市木のふれあい館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第37号 菊池市地域食材交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第38号 菊池市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第39号 菊池市斑蛇口湖ポート場条例等の一部を改正する条例の制定について

第40号 菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について

第41号 菊池市営プール条例施行規則及び菊池市斑蛇口湖ポート場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

第42号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

5. 報告案件

(1) いじめ・不登校について(学校教育課)

(2) 地域学校協働活動について(生涯学習課)

6. その他

7. (教育委員会各課からの事務連絡等)

①行事予定等

②その他事務連絡

開会

渡邊教育長　それでは、改めまして、こんにちは。樺の木等が少しずつ色づき増しているようで、秋も今からが本番、深まっていくのかなというところですけども、教育委員の皆様には、先週の金曜日でもですね、旭志小学校の学校訪問、大変お世話になりました、今日もまたご足労かけましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

学校のほうとしては、学校訪問や研究発表会が今月また続いていきますけれども、前回の校長会議等では、この教育活動の充実する機会なので、児童生徒の確かな成長のために、目標というのを再度意識してほしいという話をしました。行事を終わらせるといいというような発想ではなくて、そこに確かな成長に結びつけてほしいという話をしたところでございました。

今日、後ほどまた今後の予定の中でも、そのあたりをご紹介しますので、どうぞよろしく、今後も見守っていただければありがたいと思ひます。

それでは、ただいまから平成30年第10回菊池市教育委員会議を開会いたします。

会議次第に従ひまして、平成30年第9回の会議録の承認についてを議題といたします。

教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、第9回の会議録に記載した事項について異議はございませんか。よろしいですか。

委員一同　異議なし

渡邊教育長　なければ、平成30年第9回の会議録は承認することに決定いたします。

次に、教育長の報告を議題とします。私から報告をいたします。

別紙になっておりますでしょうか。ごらんいただいて、まず、最初に動静についてということです。

9月22日、熊本県文化財保護大会。

23日、菊池女子高校体育大会。

26日、泗水東小学校総合訪問。

28日、菊池市PTA連絡協議会研修会。委員の皆様にもお世話になりました。

29日、菊池高校開校百十周年記念行事。

10月1日、菊池郡市中学校英語暗唱大会。

10月2日、庁議、菊池地区教科用図書採択協議会。

10月4日、熊本県市町村教育長研修大会。菊池市でございました。4日、5日でした。

10月8日、大杣公園祭。

10月10日、定例教育長会議。

10月11日、九州都市教育長協議会定例総会及び研究大会。11日、12日とありました。

12日は、菊池南中学校訪問Bがありました。

10月13日、熊本県人権子ども集会。それから、鞠智城東京シンポジウムの移動でした。10月14日が鞠智城東京シンポジウム、開催されました。

16日、庁議、市内校長会議、平成31年度主要施策予算編成方針説明会。

10月17日、菊之池小学校訪問B。

19日、旭志小学校訪問B。

それから、21日、鞠智城の日。熊本県レディースコーラス合唱隊。

22日、本日が、臨時委員会及び教育委員会議、総合教育会議の意見交換会もごさいます。

2番目として、管内の教育長会議からということで載せております。10月の10日の実施でございました。

中島所長のほうから3点ありました。

管理職二次選考考査についての感想ということで、こんな校長にというようなアピールがさらに、あってもいいかというふうなこともありました。教頭試験のほうでは、全体的に優しく真面目な人材が育っていると、いろんな場面で危機管理等の場面といますか、場を与えてほしいと、それを生かしてほしいということでした。三次では特に面接が重要ですので、そこをよろしくお願ひしたいということで、三次の考査は11月の中旬に行われる予定でございませう。

菊池教育事務所の学校訪問を通して、今まで見えてきたところは、教頭先生の動きがよいと、それから、補助教員、特別支援教育支援員の先生方の動きもとてもよいというふうなことがありました。ただ、支援員の先生方がいるのは当然というふうな動きは、そういう面はありはしないかということ、担任として、やはり担任ですので、その職務はしっかりわきまえた上でということ、やってほしいということがありました。特別支援学級の授業ということで、なかよしフェスタもありますので、その準備の授業もあるけども、どんな力を育成するのかというのを明確にしてほしいという話がありました。

気になることとして、教職員のメンタルの面、今後も留意しながらということ。それから、特別支援学級の来年度の開設について、通級指導で行うというふうな選択もありはしないかという、実態によってはということでした。それから、人権教育については、心揺さぶる研修を引き続きお願ひしたいという話がありました。

木村管理主事のほうからは、事故防止のお願い。今月、交通事故2件の加害事故も発生しているということでした。菊池市管内ではありません。

それから、臨時的任用教職員の任用。今後も非常に人材といいますか、人員が不足しておりますので、情報提供をお願ひしたいということと、来年度の臨時的任用の確保も今年以上に厳しい予想をしているというふうなことがありました。

それから、人事評価の時期ですので、それをよろしくお願ひいたしますということでした。

それから、次の2ページですが、浦田指導課長のほうから、3ページ、4ページに資料をつけておりますので、ごらんいただきたいと思いますけれども、詳しくはそこをごらんになっていただきたいと思いますと思いますが、人権教育の推進について、重ねて指導がありました。

不登校等については、その月その月では3日程度とかいうふうな児童生徒も、年度末になってくると、結局30日を超えるということで、不登校ということになりますので、そういう傾向にあるので、それをわかった上での指導をということでした。

それから、全国学力学習状況調査については、県や郡市の全般的な傾向として、小学校に比べて中学校が下がりぎみの状態なので、教育事務所としては、中学校のほうへ支援訪問を実施したということで、資料4ページにつけておりますけれども、学力向上対策としてこのようなことをやりましたということで報告がありました。

それから、指導改善研修について、引き続きお話があったところです。

続けて、今後の予定ということで、10月から11月にかけての予定をそこに書いております。

10月24日、隈府小学校と西米良村ですね、村所小学校との学校間交流がございます。

それから、26日、花房小学校の公開授業研究会と、それから、旭志中・旭志小で笑育の出前授業がございます。

10月28日、河原フェスタ。

10月29日、菊池地域人権・同和教育研修大会。

10月31日、泗水小学校訪問B、それから、四市町教育委員会合同研修会。

11月1日、泗水西小学校研究発表会。

11月3日、しすいコスモスマラソン大会、それから、生涯学習センター1周年記念行事がございます。

11月7日、菊池北中学校総合訪問。

11月8日、菊池市教育委員研修視察。8日、9日でございます。

11月13日、泗水中学校研究発表会。

11月16日、市内校長会議。

11月17日、西郷隆盛と菊池の未来講座。

18日、総合防災訓練。

19日、七城小・中学校研究発表会。

20日、庁議。

21日、戸崎小学校総合訪問。

22日、市教育委員会議。

今後の動静はそのような形になっております。

ただいまの教育長報告について質疑はありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 ないようですので、これで教育長の報告については終わります。
それでは、これより議事に入ります。
議案第29号、菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。
木下課長。

木下学校教育課長 それでは、議題第29号、菊池市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。
議案書1ページになります。
提案理由といたしましては、本年度より実施いたしております菊池市教育振興小川基金条例、給付型の奨学金の施行に伴いまして、この貸付金条例との併用ができるようにするために、条例の一部を改正するものでございます。
それでは、3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。
第2条、貸付けの資格でございます。第4項におきまして、現行は「日本学生支援機構その他の奨学金の支給又は貸付けを受けていない者」の中の、「支給又は」という文言を削るものでございます。
次に、別表（第3条関係）でございますけれども、表題目が、現行は「奨学金の貸付額」となっておりますが、「月額」の表記が抜けておりましたので、今回加えさせていただくものでございます。
附則としましては、この条例は、平成31年4月1日から施行するとしております。
以上、奨学資金貸付条例の一部改正につきましての説明とさせていただきます。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。よろしいですかね。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
議案第29号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり承認することに決定いたします。次に移ります。
議案第30号、菊池市七城地区自治公民館施設の無償譲渡についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。
山本館長。

山本菊池市中央公民館長 それでは、議題第30号、菊池市七城地区自治公民館施設の無償譲渡についてご説明いたします。あわせて、関連いたします第31号と議案第32号も一緒に説明させていただいてよろしいでしょうか。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 じゃあ、お願いいたします。

山本菊池市中央公民館長 ありがとうございます。それでは、議題第30号、菊池市七城地区自治公民館施設の無償譲渡についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、七城地区自治公民館は、合併前の旧七城町におきまして、過疎債及び農業構造改善事業により建設され、建設後は各地区によって維持管理が行われてきたところですが、昨年の32地区の無償譲渡に引き続き、今回、残る4地区のうち3地区から普通財産払下申請書が提出されたことを受けまして、これまでの経緯を踏まえ、当該地区の自主的な運営を支援するため、財産を無償譲渡するものです。

第5ページのほうをお願いいたします。

譲渡概要といたしましては、過疎債の未返済地区でありました大尺地区と、耐用年数未経過地区でありました辺田地区、それから羽根木地区の3地区において、過疎債の返済が終了し、また耐用年数が経過したことにより、自主的な自治運営のためにも無償譲渡が望ましいものと考えているものです。

譲渡の時期といたしましては、指定管理委託契約が平成31年3月31日で終了することから、平成31年4月1日としています。

譲渡する財産の概要につきましては、下段の表に示すとおりです。

あわせまして、議案第31号、菊池市地区公民館条例及び菊池市農業構造改善センター条例を廃止する条例の制定について、及び議案第32号、菊池市農業構造改善センター条例施行規則を廃止する規則の制定についてにつきましては、先ほどの議案第30号の3地区の無償譲渡に伴いまして、地区公民館及び農業構造改善センターの施設がなくなることから、関係条例及び施行規則を廃止する必要があるため、この条例案を提出するものです。

以上で説明を終わります。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。
江藤委員。

江藤委員 残り4地区のうち、この3地区はわかりましたが、あと1地区はどちらですか。

渡邊教育長 山本館長。

山本菊池市中央公民館長 残る1地区が新村地区で、こちらのほうがコミュニティセンターとして、今、コミュニティ条例のもとに運営しておりますけれども、こちらのほうが、まだ築16年で、残り9年間が残っておりますので、これが9年後に無償譲渡という形で進めていきたいと思っております。
以上です。

江藤委員 はい、わかりました。

渡邊教育長 よろしいですか。ほかに質疑、ご意見ありませんか。

渡邊教育長 松岡職務代理。

松岡教育長職務代理者 今、無償譲渡という形でお話しいただきましたが、現在まだ譲渡ができていない管内の公民館というのは、ほかにありますか。

渡邊教育長 山本館長。

山本菊池市中央公民館長 こちらのほうは新村のみでございます。公民館として財産登録している分につきましては。

松岡教育長職務代理者 新村のみ。菊池市の管内で新村のみ。

山本菊池市中央公民館長 そうです。

松岡教育長職務代理者 わかりました。

渡邊教育長 よろしいですか。ほか、質疑、ご意見ありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
議案第30号及び31号及び32号は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第30号、31号、32号は原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第33号、菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

木下課長。

木下学校教育課長 それでは、議案書の10ページのほうをお開きいただきたいと思います。

議案第33号、菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、来年10月からの消費税引き上げに伴いまして、消費税相当額を加算するための改正、それから、南中プールの使用料を一部値上げすることの改正でございます。

それでは、13ページの新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

別表の第7条関係でございますけれども、1番の学校施設使用料に関する料金等につきましては、使用料の改正はございませんが、備考欄に、消費税額を負担する旨を追加いたしております。こちらのほうが、備考といたしまして「使用料の額は、別表に掲げる金額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする」というふうになっております。この文言を追加するものでございます。

次に、13ページ、14ページの菊池南中プールに関する表でございます。下のほうの表になります。

2カ所、金額の改定を行っております。1つ目が、種類が普通券になります。対象が一般のところ、金額のほうを200円から300円に引き上げております。2つ目が、次のページになりますけれども、種類が回数券、対象が一般の金額を2,000円から3,000円に引き上げております。使用料の積算につきましては、施設運営にかかわります人件費、あるいは物件費等の原価構成費を施設利用者数で割りまして、使用料等を算定いたしております。ただ、近隣の施設との均衡も考えていかなければなりませんので、県内の温水プールの使用料と比較しまして、今回は一番低いところの使用料に合わせまして改正を行ったところでございます。

それから、その表の下のほうで、消費税の加算につきましては、先ほどと同じく備考欄に追加をいたしたところでございます。

次に、14ページから15、16ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

14ページの中段ほどに、2番の七城木の研修交流施設というのがございます。こちらの使用料の額につきまして、改正は行っておりませんが、消費税にかかわる分として、初め（ミーティングルーム）のところでございますけれども、その表とその下の表（パントリー）のところの表でございます。それから、その下のほう、15ページの一番下が（引率室）の表でございます。それと、

1 ページめくっていただきまして、次の表（個室）の表になりますけども、それぞれに、備考欄に消費税加算する旨を追加いたしましたところがございます。

附則としまして、この条例は、平成31年10月1日から施行するとしております。なお、2番としまして、改正後のこの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によるとしております。

以上が、小中学校施設の開放に関します条例の一部を改正する条例につきましての説明でございます。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
議案第33号は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり承認することに決定します。
続きまして、議案第34号、菊池市市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。
笹原課長。

笹原生涯学習課長 こんにちは。生涯学習課でございます。生涯学習課におきましては、議案第34号から議案第38号までの5議案を提案しておりますけれども、今回の改正につきましては、学校教育課同様、全て来年10月からの消費税引き上げに伴うものでございます。

それでは、議案書の17ページをお開きください。

議案第34号、菊池市市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

こちらは、菊池市文化会館と泗水ホールの使用料に関する条例改正でございます。

改正内容につきましては、20ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

まず、現行条例の左側の第12条の使用料の条文中、後段でございますが、「この場合において、当該使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする」という部分を削除いたしまして、この文言につきましては、後ほど説明いたします各別表の備考欄にそれぞれ挿入いたしております。

次に、別表2でございます。文化会館の使用料でございます。利用時間と平日、土曜・休日の使用、または冷暖房の使用料について、それぞれ定めておりますが、この金額につきましては、消費税が5%になったときに改正されておりましたが、5%の消費税を含んだ金額で定められております。8%になったときには改正は行っておりません。今回の改正に当たりましては、右側の改正案をごらんいただきますと、5%の消費税のときの金額を定めまして、22ページ最下段の備考(7)、22ページの最後におきまして、先ほど学校教育課長がご説明したとおり、この文言を追加しているところでございます。

先ほど、第12条で削除した文言につきましては、その文言の中に括弧書きで「その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額」として挿入をしているところでございます。

以下、23ページ、第3表、「文化会館附属設備等使用料」につきましては、表記を、まず「市民会館附属設備等使用料」に改正いたしまして、使用料を別表2同様の改正、それから、その下、別表第4、泗水ホール使用料につきましては、別表2同様の改正を行いまして、また、同表の適用中、2番の「上記の使用料は、消費税を含んだ額とする」という条文を削除し、備考の4を追加しているところでございます。

附則につきましても、学校教育課より説明した条例改正と同様、全て同じ文言で表記しているところでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
議案第34号は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり承認することに決定します。
続きまして、議案第35号、菊池市限府一番地複合施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。
笹原課長。

笹原生涯学習課長 それでは、議案書の26ページでございます。

議案第35号、菊池市限府一番地複合施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらは、菊池高校通りの隈府一番地でございます、ギャラリーがありますまちづくり寄合所、及びその裏のまちかど資料館の使用料に関する改正でございます。

まちづくり寄合所につきましては、1階は市民の方々の作品を常時展示するスペース、2階が地域の方々等の会議スペースとして活用されているところです。また、その奥のまちかど資料館につきましては、1階が文化財の展示スペース、2階が本市の歴史関係の企画展を実施しているスペースとなります。現在はこちらの資料館におきましては、西郷どん展と富田甚平氏に関する企画展を実施しているところでございます。こちらの使用料につきましては、主に寄合所2階の集会施設の利用や資料館企画展の観覧料をいただいているところでございます。その使用料の改正でございます。

28ページの新旧対照表をごらんください。

まず、第12条の別表3につきましては、市民会館条例と同様の改正を行っております。なお、29ページの別表4の観覧料につきましては、これまで消費税の加算をしておりませんでした。来年10月よりの消費税分の加算を予定しておりまして、備考の3の条文を新たに追加しているものでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
議案第35号は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり承認することに決定します。
続きまして、議案第36号、菊池市木のふれあい館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
笹原課長。

笹原生涯学習課長 それでは、30ページをお開きください。

議案第36号、菊池市木のふれあい館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらは、七城中学校内に併設した世代間交流等を目的とした施設でございます。地域との交流や木工教室等の公民館講座、学童保育活動の一環とした利用等があるところでございます。

32ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。こちら、施設使用料といたしまして、これまでの消費税の加算を行っておりませんでした。

来年10月より消費税分を加算するため、条文の備考の部分の条文を追加する
ものでございます。

附則についても、前、説明した条例同様の文言でございます。

以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決をします。
議案第36号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり承認することに決定します。
続きまして、議案第37号、菊池市地域食材交流センター条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。
笹原課長。

笹原生涯学習課長 それでは、議案の33ページでございます。

議案第37号、菊池市地域食材交流センター条例の一部を改正する条例の制
定についてでございます。

こちらは、七城小学校内に併設され、地域の食材を活用し、市民の親睦と交
流を図るために設置した施設でございます。こちらでは、現在、料理教室等の
公民館講座やPTA等の利用、また、生活改善推進協議会等の活動等で利用が
あっている施設でございます。

35ページの新旧対照表をごらんください。

別表中、各教室の1時間当たりの使用料につきまして、料金を税抜き金額に
割り戻しまして、備考において、消費税加算について定めるものでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
議案第37号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり承認することに決定します。
議案第38号、菊池市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。
笹原課長。

笹原生涯学習課長 議案書36ページをお願いいたします。議案第38号、菊池市市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

市民会館の舞台設備や音響照明等の附属設備の使用料につきましては、規則で定めておりますので、今回の条例改正にあわせて規則の改正を行うものでございます。

38ページの新旧対照表をごらんください。

まず、第8条でございます。使用料の減免でございますが、第1項、第1号におきまして、これまで県が主催する式典及び催し物等につきましては、市民会館の使用料につきまして全額減免を行っておりました。菊池郡内の各自治体及び山鹿市や玉名市等の状況を調査しましたところ、全ての自治体で熊本県が主催する事業等での減免は実施していないということで、それと、熊本県においても各イベントにおいて使用料を予算計上されているとのことございましたので、今回の改正にあわせて、県の主催事業の減免を行わないこととしたいと考えております。

次に、別表の市民会館附属設備等利用料の「利用料」の表記を、市民会館附属設備等「使用料」に改正させていただきまして、また、先ほど、議案第34号でご説明しましたが、23ページをお開きください。別表3の改正案、市民会館附属設備等使用料の詳細の附属設備につきましては、この別表3の使用料以内の金額で、ただいま説明しました規則、39ページの舞台器具や照明、音響、楽器類等の使用につきまして規則で定めているところでございます。したがって、こちらの使用料につきましても、条例同様、消費税抜きの金額に割り戻して、42ページ下段の備考におきまして、来年10月からの消費税改定に対応するために、条文の追加を行っているものでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑及びご意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決をいたします。
議案第38号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第39号、菊池市斑蛇口湖ボート場条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、事務局からの説明をお願いいたします。

吉田課長。

吉田社会体育課長 それでは、社会体育課です。議案書の43ページをお願いいたします。

議案第39号、菊池市斑蛇口湖ボート場条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由としましては、来年10月からの消費税引き上げに伴う改正と、一部使用料の見直しによる改正でございます。

内訳につきましては、条例が体育施設全般にわたっておりまして、非常に多うございますので、条例ごとに説明したいと思います。

新旧対照表のほうで説明しますが、まず、52ページをお開き願います。こちらが、菊池市の斑蛇口湖ボート場の条例でございます。

使用料のところ、第12条のところでございますが、現行(旧)の下線部分ですが、「ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない」は、使用料の減免のところに係ってきますので、この部分は削除をしまして、使用料の減免のところ、第13条「市長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる」のところ、(3)の「その他規則で定める特別の理由があるとき」を、改正案のとおり、(3)の「市長が特に必要であると認めるとき」に置きかえの改正をしております。

また、53ページの斑蛇口湖ボート場の施設使用料のところですが、研修センターの会議室のところ、改正案のとおり、冷暖房料1時間につき200円を追加、また、研修室のところでも冷暖房料の1時間につき300円を追加しております。これにつきましては、54ページをごらんください。下のほうの現行の備考のところですが、「1、冷暖房料、基本料金の10分の5の額」というところで表現をしておりますが、非常にわかりにくい表現ですので、ここを削除しまして、先ほど申し上げましたように、1時間につき200円と300円という形で改正をしたところでございます。

また、5の「上記の使用料には、消費税を含む」のところを、右の4の改正案のとおり、消費税額を加算する旨の条文に置きかえをしたところでございます。

施行日につきましては、平成31年の10月1日からの施行ということでしております。

次に、55ページをお願いいたします。

菊池市営プールの条例になります。別表第2の1の一般利用のところ、一般が1枚につき「150円」のところを、改正案のとおり「200円」に改正しております。これにつきましては、近隣市町村と比較しました結

果等によりまして改正を行うものでございます。それに伴いまして、回数券、一般1冊につきまして「1,600円」のところを、改正案のとおり「2,200円」に改正をいたしております。

また、改正案のとおり、備考の追加と、備考2のところ、消費税額を加算する旨の条文を追加しているところでございます。また、2の専用利用（貸切利用）のところにつきましても、改正案のとおり、菊池プールと七城北プールとの統一した金額に改正をしております。これにつきましては、理由として、菊池プールを建てかえを行っております。もともと菊池プールにつきましては、50メートルプールと25メートルプールが併設した大きなプールでございましたが、今回、25メートルプールと小プールというところで、わりと縮小したところでのプールを建設しております、七城北プールもほぼ同じような形で大プールと小プールを兼ねたプールでございますので、統一をいたしております。改正案のとおり、午前9時から12時までについては1,500円、午後については13時から18時まで2,500円、それから9時から18時までが4,000円ということで、基本的には1時間500円という捉え方での金額の改定になるところでございます。この形で今回改定を予定しているところでございます。

それから、また、次のページをごらんいただきたいと思っております。56ページですね。

56ページのところにつきましては、消費税の加算する旨の条文を追加しているところでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

こちらは、菊池市立体育館の条例になります。別表第2の1の体育活動を目的として利用する場合がございますが、今回、改正案のとおり、アリーナを全面に利用する場合の区分が、今の条例では設けてありませんでしたので、今回その部分を設けるところでございます。そういうことで、右の改正案のとおり、大きい体育館、例えば、こちらに書いてあります七城体育館あるいは旭志体育館、泗水体育館については、市内者は400円、それから市外者は1時間800円、また、その下になります、迫間体育館とか菊之池体育館みたいな、わりと上の体育館よりも小さい体育館につきましては、市内1時間200円、それから市外400円ということに金額の設定をいたしております。

また、下のほうに行きまして、現行のところ、照明の使用料のところでございます。こちらの説明が「バレーボールコート1面を単位とし、1時間につき200円を加算する」ということでの当初の表記になっておりますが、こちらについては、非常にこの表記ではわかりづらいということで、右側のように「使用面数に関わらず、1時間につき200円を加算する」ということに改正をいたしております。先ほど申し上げましたように、バスケットとかバドミントンの場合ならどうするのといった表記になっておりますので、今回、右の改正案のように改正をするところでございます。

また、下のところで、こちらも改正案の右下になりますが、消費税額を加算する旨の条文を追加しているところでございます。

次に、58ページをお願いいたします。

2の体育活動以外を目的として利用する場合のところになりますが、そこでも、先ほどと同じように、消費税額を加算する旨の条文を追加しているところでございます。

次に、59ページをお願いいたします。

こちらが、菊池市の七城屋内スポーツセンターの条例でございます。こちらについても、消費税額を加算する旨の条文の追加になります。こちらは、下のほうの体育活動以外を目的として利用する場合についても同じ形になります。

次に、60ページをお願いいたします。

こちらが、菊池市の弓道場の条例でございます。これに関しても、先ほどと同じで、消費税額を加算する旨の条文だけの追加になります。

それから、61ページをお願いいたします。

こちらが、菊池市営のゲートボール場の条例でございます。こちらについても、消費税額を加算する旨の条文だけの追加になります。

それから、62ページをごらんください。

菊池市の総合体育館の条例でございます。こちらにつきましては、まず、現行の使用料、第11条で「利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする」のところでございますが、「この場合において、当該使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする」のところを、改正案のとおり削除いたします。これは、今回、消費税額を加算するところの条文の中に、この10円未満の端数の切り捨てがうたわれておりますので、削除するものでございます。

それから、別表の菊池市総合体育館の使用料のところでございます。使用料の金額において、改正案のとおり、10円未満にしておりますということで、基本的にこちらのほう、総合体育館の使用料のほう見てみますと、別表のほうでアリーナのところが、メインアリーナは1時間につき1,365円、それから武道館は945円、メインアリーナは4,725円と、そういう端数がついたところでの金額になっておまして、今回、それを右の改正案のとおり、10円単位に丸めまして、それに消費税額が加算されるといった改正をしているところでございます。

それから、64ページをお願いいたします。

64ページにつきましては、トレーニング室の使用でございます。こちらのほうにつきましては、現行は「210円」となっておりますが、改正案では「200円」に改正をいたしております。これにつきましては、消費税額が加算されることでの改正ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、また、改正案のとおり、今のところのページの備考の2のところに、消費税額を加算する旨の条文を追加しているところでございます。

次に、65ページをお願いいたします。

菊池市の七城運動公園の条例でございます。ここにつきましては、備考のところを枠外に設けまして、消費税額を加算する旨の条文を3で追加しております。左の現行では、備考が枠内に入っております、それを枠外に設けて、1時間未満は1時間とするといったところを、番号をつけまして、右のように整理いたしまして、最後、3番についてが消費税額を加算する条文を挿入しているところでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

66ページは、菊池市営の相撲場の条例であります。別表のところでございます。現行では、市内者、中学生以下については「無料」というふうになっておりますが、改正案では、今回「50円」に改正をいたしております。また、これにつきましては、今まで無料というところでしたが、基本的には高校生以上の大体2分の1といったところの料金設定というところで考えておまして、高校生以上は100円でございますので、中学生以下については2分の1であります50円に改正をいたしたものでございます。

それから、改正案のとおり、備考のところに、また消費税額を加算する旨の条文の追加を行ったところでございます。

それから、67ページをお願いいたします。

こちらは、菊池市営泗水武道館の条例でございます。こちらについては、消費税額を加算する旨の条文の追加だけになります。2カ所ですね。

それから、68ページをお願いいたします。

菊池市旭志B&G海洋センターの条例でございます。ここでは、別表第2のところのプールの使用料のところ、現行、高校・一般のところ1人「150円」を「200円」に改正したものでございます。こちらにつきましては、先ほどの菊池プールと同じような料金になっております。理由につきましては、先ほど菊池プールでも説明しましたが、近隣市町村等を勘案した結果、この金額に改正をしたところでございます。

それから、備考のところに、消費税額を加算する旨の条文を追加をいたしております。また、2の専用利用のところにつきましても、消費税額を加算する旨の条文の追加をいたしているところでございます。

次に、69ページをお願いいたします。

菊池市旭志B&G海洋センター艇庫附属備品使用料のところでございます。こちらにつきましては、現行のところでは、カヌー、ペアカヌーと中学生以下が「50円」になっておりますが、今回100円に改正をいたしております、高校一般のところも「100円」のところを「200円」というところで改正をいたしております。また、市外者については、その2倍というような金額の設定をいたしております。こちらについても、県内の市町村を参考にしながら、今回の金額に改正をいたすところでございます。

また、右のほうの改正案のとおり、備考のところに消費税額を加算する旨の条文を追加しているところがございます。

次に、70ページをお願いいたします。

菊池市泗水B&G海洋センターの条例であります。こちらにつきましては、別表第2の体育館使用料のところ、アリーナのところになりますが、改正案のとおり、全面借用の部分を新たに設けたところがございます。金額につきましては、市内者が1時間400円、それから市外者が800円にしております。

また、照明使用料のところでは、先ほどの体育館条例と一緒にございますが、「バレーボールコート1面を単位とし」のところを、「使用面数に関わらず」に改正をいたしております。理由としましては、先ほど体育館条例で説明しましたように、非常にわかりづらいところがありましたので、このような表現に改正をいたすところがございます。

また、備考の「1時間未満は1時間とする」は、現行では枠内に設けてありますが、備考を枠外に設けまして、1が、先ほど言った「1時間未満は1時間とする」、それから、2のところに、消費税分を加算する旨の条文を設けているところがございます。

また、2のプールの使用料については、旭志プールのところで説明しましたとおり、利用区分の高校・一般は、1人「150円」を「200円」に改正をいたしております。

それから、71ページをお願いいたします。

71ページのところにつきましても、一番上のところは、消費税額を加算する旨の条文追加になります。また、3の専用利用（貸切）のところにつきましても、消費税額を加算する旨の条文の追加になります。

それから、4の菊池市泗水B&G海洋センター艇庫附属備品使用料の改正につきましては、先ほど、旭志海洋センターのところで改正を説明いたしておりますので、それと同じ形の改正になるところがございます。

あと、こちらにつきましては、平成31年の10月1日の施行ということで、予定をしているものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

渡邊教育長　　ただいまの説明について質疑及びご意見はございませんか。芹川委員。

芹川委員　　すみません、菊池市総合体育館のトレーニング室なんですけれども、これは回数券の設定とかはどのようになっているのでしょうか。64ページです。現在は何か回数券の設定がありますよね。

渡邊教育長　　吉田課長。

吉田社会体育課長　この件については、ちょっと確認してから、ご報告をさせていただきます。

渡邊教育長 芹川委員、よろしいでしょうか。

芹川委員 はい、よろしくお願いします。

渡邊教育長 確認お願いいたします。
ほかに。森委員、どうぞ。

森委員 B & G ので、海洋クラブ員は無料とするって幾つかありますけれども、この海洋クラブ員については、どのようになっている。

渡邊教育長 吉田課長。

吉田社会体育課長 こちらについては、B & G 財団のほうの関係になりますけど、もともと旭志と泗水が B & G の施設等で建設をいたしておりまして、こちらについて、以前、特に海洋クラブなどはカヌーとかヨット関係が主なところでございます。B & G 財団のほうから、基本的には誘致をする際に、そういうカヌーとかヨットあたりを誘致するときには、海洋クラブをつくりなさいというような条件がございまして、もともと当初、導入したときには、そういう海洋クラブなどをつくってカヌーとか大きいヨット等の普及というか、そういったところでの、海洋クラブで乗っていたというような状況でございますが、年数がたってから、やはり水面的に、泗水の場合だったら合志川の河川でございますし、旭志だったら湯舟の堤ということで、非常に水量等も落ちまして、利用も、乗ることも非常に困難なような今状態になっておりますので、今、海洋クラブは、どちらかというともう休止ということで、B & G 財団のほうには報告をいたしております。

そういうことで、当初、B & G 財団を導入したときに、こういう海洋クラブをつくりなさいというような条件がございましたので、明記をしてあるところでございます。実際は、そういったところで今は活動が休止状態になっているという状況ではございます。

以上です。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。生田委員、どうぞ。

生田委員 ちょっと2点ほど。

中身を説明いただいて、議案の提案理由、消費税の改正だけじゃない、新しく枠を設けられたり、値下げされたりしているので、消費税改正は主な理由なんでしょうけど。提案理由が消費税の一部改正に伴い改正する必要があるという提案理由になっているので、そこあたり、いいのかなというのが1点です。

もう1点は、例えば62ページの菊池市総合体育館条例なんですけど、別表第2に、これは額の話ですが、一番上の1,365円から1,360円で、それに外税の10%がつくと。もともと1,365円には多分5%が入っていたんじ

やないかなと思うんですけど、端数処理して、そのまま外税でかけるということは、消費税の便乗値上げじゃないかなと言われかねない設定かなと、ちょっと感じたもんですから。ほかのやつはもとに戻して、それに外税に直されてたんですけど、ここはそのままかけてあるんですよね。だから、便乗値上げにならないように、説明していただいたほうがいいのかなと思いました。

渡邊教育長 2点ありましたけども、吉田課長、どうぞ。

吉田社会体育課長 今の件につきましては、確におっしゃるとおりでございます。一般的には割り戻して、それに消費税をとということですので、消費税が今回新たにとということでは、割り戻した金額が消費税を抜いた金額ということでの捉え方になっておりますけど、基本的にこちらのほうには、ほかのところもでございますが、使用料の一部改正も見込んだというふうなところで、捉えておきまして、そういったところも含んだところで考えています。

渡邊教育長 1点目も含んだ話ですね、今のはですね。吉田課長、どうぞ。

吉田社会体育課長 今、生田委員さんの言われました提案理由につきましては、地方税法に基づく一部改正だけではなくて、一部使用料の改正がありますので、ちょっとその辺は提案理由のところ追加になろうかというふうに、修正をしたいというふうに考えるところでございます。

渡邊教育長 提案理由の件と、それから62ページの件、ようございますか。

生田委員 はい。

渡邊教育長 ほか、ございますか。吉田課長。

吉田社会体育課長 芹川委員さんの質問の総合体育館で回数券の取り扱いはどうなっていますかということでしたけど、それについては、よければ休憩後に報告をとということにさせていただくならと思いますけど、よろしいでしょうか。

渡邊教育長 よろしいですか。

芹川委員 はい。

渡邊教育長 大分時間的にも過ぎていきますので、暫時休憩したいと思います。

休憩 午後2時38分

再開 午後3時01分

-- 21 --

渡邊教育長　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
吉田課長。

吉田社会体育課長　協議をしました結果、まず、総合体育館の使用料の見直しのところで、本来は今の使用料を割り戻して、消費税のところを割り戻して、新たに消費税をつけるというような料金設定のほうが、本来のあるべき姿かなというところで、こちらもそういうふうに見解をいたしまして、もう一つ、総合体育館の回数券のところにつきましては、総合体育館が、今、指定管理という状況での運用をしております、自主事業的などころでなるべく利用していただくように料金設定も少し安目というようなところでされているというような状況でございますが、その辺、指定管理の場合は自主事業というような取り扱いができるのか、回数券的などころは、やはり条例とか規則の中で設けないとそういったところはできないのかといったところがございますので、そういったところを総務課のほうに確認をいたしまして、11月にこちらのほうの案件については、再度上程をさせていただくならというふうに思いますけど、よろしく願いいたします。

渡邊教育長　今、ありましたけども、第39号関係だけでいいですか。ほかにありますか。

吉田社会体育課長　議案第39号がボート場条例等で、ずらっと条例関係が入っており、一つ一つの条例での提案はしておりませんので、その一つというところで捉えないと仕方ないかなというふうに思っております。

渡邊教育長　ということで、次回の教育委員会会議の中で上程するという事です。
大山部長。

大山教育部長　補足的にご説明をさせていただきたいと思います。

今日、ちょうど午前中が市議会の月例会がありまして、その中で施設使用料の見直しの一覧というのが配付をされました。それを見ますと、今回の消費税増税を受けて、使用料の見直しにつきましては、その使用料の適正かどうかも含めて、あわせて見直しがあっているということで、見直しの方針の中には、見直しなしという据え置きのものもございます。それから、消費税増税分のみを見直すというのもあります。先ほどの社会体育課の分につきましては、本当は割り戻したところを出しておけばいいのかなと。そのところに丸がついていますので、総合体育館につきましては、そういった関係になります。

それと、類似施設との均衡を図るものプラス消費税分、見直しもやりますよというのもありますので、大体4つの種類ぐらいに分けて、見直しの方針が定められております。それに合わせたところで、もう一度見直しをさせていただきたいというのがひとつ。

それから、提案理由につきましても、今回の見直しにあわせて、一部文言の整理とかというのが出てきておりますので、総務課のほうには協議をするようにということで申し上げておりますので、そちらのほうもあわせたところで、また次回にご報告をさせていただきたいということで考えております。よろしく願いをいたします。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。松岡職務代理。

松岡教育長職務代理者 今、暫時休憩のときに少し考えてみたんですけど、これだけ条例の一部改正案が提案されまして、もともとこの条例改正案がこうして提案されるというのは、各課からで、もう改正案を検討なさって、そこから委員会にかけられるまでの経過ですよね。当然、部長のところも通って議案にかけられると思うんですが、そこはどんなふうな流れなんですかね。ちょっとお聞きしたいなと思っていますけど。

渡邊教育長 木下課長。

木下学校教育課長 今回、学校教育課のほうも、一部使用料のほうを提案させていただいております。先ほど提案したものでございますけども、今回の改正につきましては、全体的に消費税が上がりますので、その関連で、施設利用料等見直し作業部会というのをつくってありまして、各課から関係するところが全部一同に会しまして、その中で検討していくという形で、根拠なっておりますのは、その中でも言われておりましたが、今の使用料で大体合うのかと。使用料を取って、原価計算した場合に合うのかというのを、議論されているみたいでございました。それを見たところで、例えば、原価計算方式では合わないんだけど、類似の施設等との均衡はやっぱり保たんといかんだらうというような施設あたりは、やっぱりそことの均衡を図りなさいということで、検討を進められた結果が、先ほど部長が言われました、今回は消費税だけでいいと。類似の施設と均衡を図る。それと、類似の施設と均衡を図って、見直して、消費税も上げるところというような分類にされたんだらうというふうに聞いております。直接、委員会のほうに、すみません、私も入っておりませんもんですから、実際に身のほうがどの程度されたというのは、わからないんですけども、確か3回か4回は会議をされたのではなかろうかというふうには聞いております。

渡邊教育長 松岡職務代理。

松岡教育長職務代理者 今のに類似することなんですけど、行政財産ですから、使用料と、それから維持管理費ですよ、2つ大きな柱があつて。考えていきますと、当然、維持管理費に充当できる使用料ではないとは思いますが、でも、また逆に、どこまで維持管理費で賄っていくのかということは、一つの公共施設で

すから、限界あると思うんですけど、今、指定管理者で動いていますでしょう。仮に言えば文化会館とか。単に例をとってみますと、仮に文化会館を例にとりますと、指定管理者、そして指定管理者に貸している条件、それから、そこが使用料を取る料金、それは、使用料に関しては基本的には行政のほうで決めて、それで徴収するのか、指定管理者がある程度提案もするのか、どう決められていくのか。それでも全体的には維持管理費は足りないと思いますが、仮に言えば、文化会館を例にとってみてもいいんですけど、何割ぐらい、言えば補填しなきゃいけないのか、概算で概略で何かこう、ある程度目安になるものってわかりますかね。わかる範囲内でいいですけど。

渡邊教育長 笹原課長、どうぞ。

笹原生涯学習課長 後でちょっと計算をさせてもらえればと思います。

渡邊教育長 じゃあ、よろしくをお願いします。
ほかに質疑、ご意見ありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、議案のほうに戻りますが、今、議案第39号の話は後日、次回ということになりました。
議案第40号については、吉田課長、そのままよろしいですか。

吉田社会体育課長 はい。

渡邊教育長 議案第40号、菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。
吉田課長、どうぞ。

吉田社会体育課長 それでは、議案書の73ページをお願いいたします。

議案第40号、菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてを説明します。

提案理由としましては、菊池市民広場の再整備によるものと、来年10月からの消費税引き上げに伴うものが主な理由でございます。

内訳につきましては、新旧対照表のほうでご説明を申し上げますので、75ページをお願いいたします。

別表第1のところ、現行、名称が「菊池市営中央グラウンド」、位置が「菊池市限府1264番地1」を削除しまして、右の改正案のとおりでございます。こちらのほうにつきましては、現在、市民広場の再整備の工事が行われておりまして、一応、ここにつきましては本年度中に完成の予定でございます。完成後に

つきましては、社会体育課の所管から離れて、おそらく商工観光課のほうになるうかと思いますが、そちらのほうに所管が移るような形となるような計画になっておりますので、それに基づき、今回、中央グラウンドのほうを外す予定でございます。

また、現行の旧の下のほうになりますが、菊池市立河原グラウンド、それから、またその下の菊池市立龍門グラウンドのところ、今、上のほうを見ていただきますと、全部「市営」になっておりますが、こちらのほうの2つだけが「市立」という形になっております。そういうことで、今回、「市立」を「市営」に改定するということでの改正案でございます。そういうことで、菊池市営河原グラウンド、菊池市営龍門グラウンドというところでの改定を行うところでございます。

それから、その下の別表第2のところでございますが、こちらのところも、別表1のところ、「菊池市営中央グラウンド」のところを削除しまして、右の改正案のとおり改正をするところでございます。

それから、76ページをお願いいたします。

グラウンドの照明の使用料のところの部分になりますが、こちらにつきましては、今、重味グラウンド、小木グラウンド、やまびこ、龍門グラウンドについては、照明使用料が1,000円という金額設置をしておりますが、こちらについては、一番下の永南グラウンドのところ照明使用料が500円という設定でございますので、今回、今言いました重味グラウンドとか小木グラウンドについては、七城グラウンドとか泗水中グラウンドとか、そういったところのグラウンドからしますと、非常に照明的な部分でも不十分なところもございまして、明るさ的にも非常に厳しいところがございますので、今回、そういったところを含めまして、永南グラウンドの金額と合わせたところでの500円というところでの設定に改正をする予定のものでございます。

それから、また、備考のところになりますが、項目の4のところ消費税額を加算する旨の条文を追加するというところでの改正になります。

それから、なお、先ほど言いました中央グラウンドの削除と、市立を市営に改訂する部分については、平成31年の4月1日からの適用ということでの改正をいたします。また、後の改正については、平成31年10月1日からの改正、施行というところで、予定をしておるところでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑、ご意見はありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 質疑もないようですので、採決をします。
議案第40号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり承認することに決定します。
続きまして、議案第41号、菊池市営プール条例施行規則及び菊池市斑蛇口湖ボート場条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。
吉田課長。

吉田社会体育課長 議案書の77ページをお願いいたします。

議案第41号、菊池市営プール条例施行規則及び菊池市斑蛇口湖ボート場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

まず、提案理由としましては、来年10月からの消費税引き上げに伴うものが主な理由というところになります。

それから、内訳につきましては、新旧対照表のほうで説明をいたします。80ページ、81ページをお願いします。

菊池市営プール条例の施行規則の様式第1号、それから、81ページのほうが様式第1号の2のところになります。ここは、プールの入場券をうたっているところでございます。こちらにつきましては、普通券については、左のように、金額が入ったところでの普通券の入場券で示してありますが、改正案につきましては、今回消費税が10%、またそれ以降も上がる可能性とかも考えられますので、そういったところを加味しまして、金額を抜いたところで、入場券の様式というところでの改正案を提示しているところでございます。

また、82ページ、83ページをお願いしたいと思います。

こちらの82、83ページについてが様式第2号ということで、こちらにつきましても、先ほど言われております回数券のところを示しているところでございますが、こちらにつきましても、先ほど申し上げましたように、金額を抜いたところで、一般的な回数券の様式だけというような捉え方での表記をしているところでございます。このような形の改正をしたいということで提案するところでございます。

それから、次に84ページをお願いします。

こちらは、斑蛇口湖ボート場の条例の施行規則の改正です。別添でお配りしておりますので、こちらを見ながら、わかりやすいかなということで、こちらの条例をごらんいただきたいと思っております。

こちらと一緒に見比べながら見ていただきますと、まず、現行のところの利用許可申請のところ、第4条で条例「第5条」のところを、「第7条」に改めるといふようなところがございます。右の条例第5条については、この条例の別添でお配りしているところを見ますと、休場日というところを指しております。実際は利用許可申請のところを指すこととなります。そうなりますと、第7条になりますので、利用の許可のところは第7条になりますので、そこは「第5条」を「第7条」に変更をしたいというところがございます。

また、許可の取消しのところも、今と同じような形で、条例第8条の規定によりというようなどころになっておりますが、第8条は利用権の譲渡等の禁止という全く違うところを指しておりますので、お配りしております第10条を見てくださいと、こちらが、一番下になっているのが、利用許可の取消し等というようなどころになっておりますので、こういう形での改正をしていくということになります。ということで、使用の取消し等を「第8条」から「第10条」、使用料の納付のところを条例の「第10条」から「第12条」、それから使用料の減免申請のところを「第11条」から「第13条」に改正をするというところで提案をするところでございます。

それから、第8条の第2項の(4)のところ、85ページのところになりますが、こちらの(4)のところ、85ページの一番上のところで、現行のところで、(4)「教育委員会が特に必要と認めるとき、教育委員会が定める割合の減額又は免除」するを、右の改正案のとおり、「市長が特に必要であると認めるとき、市長が定める割合の減額又は免除」ということで、「教育委員会」のところを「市長」に改めるといった改正でございます。

それから、使用料の還付についても、これも先ほど言いました条例がずれておりますので、その改正というところでございます。

規則の改正については、以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの説明について質疑、ご意見はございませんか。江藤委員。

江藤委員 市営プールの回数券のところですけど、確認です。1回限りと書いてありますが、これが大体、回数券は12枚つづりというようになるんですかね。

渡邊教育長 吉田課長。

吉田社会体育課長 12枚つづりですね。

江藤委員 12枚ですね、はい、わかりました。

渡邊教育長 よろしいですか。松岡職務代理。

松岡教育長職務代理者 今、新しい改正案の中で、金額が入っていませんよね。これは、どういう形で金額は決められていくんですかね。

渡邊教育長 吉田課長。

吉田社会体育課長 基本的には、条例で金額は設定しますので、その中でうたい込んでいくというふうに思っておりますので、ここはあくまでも、この様式というところでの

捉え方でさせてもらうならと。金額が変わるときには、もう条例でうたっている金額に改正するという捉え方と考えております。

渡邊教育長 よろしいですか。

松岡教育長職務代理者 はい。

渡邊教育長 そのほかにありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
議案第41号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり承認することに決定します。
続いて、議案第42号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。
山本館長。

山本菊池市中央公民館長 それでは、議案書の86ページをお願いいたします。

議案第42号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由といたしまして、これまでの説明同様、来年10月からの消費税引き上げに伴います消費税相当額を加算するための改正としておりますけれども、一部、今回の改正にあわせまして、実態に即したところで文言の整理を行っております。

内容につきましては、29ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

初めに、別表第3の公民館使用料ですが、これまで公民館ごとに表を作成し、諸室区分につきましても細かく分けておりましたけれども、大研修室あるいは七城の講堂以外の部屋につきましては、使用料が同一額であることから、その他いずれか1室という表現にまとめ、表も4つの公民館を1つにまとめるものです。その上で、表外に消費税を加算する旨を追加しております。

なお、今回の改正にあわせまして、現行の備考欄の1「営利を目的として利用する場合は」という文言を、実態に即して、「営利を目的とした団体・企業を利用する場合は」に改め、また、備考欄の2につきましては、今回、中央公民館の調理実習室にIHコンロを設置したことに伴いまして、「ガス代として調理台（ガスコンロ）1台につき」の文言を、「調理台（コンロ）1台につき」と改め、表内の備考として表記をしております。

次に、92ページをお願いいたします。

公民館支館の使用料につきましても、公民館ごとに表示していたものを1つの表にまとめ、その上で、表外に消費税額を加算する旨を追加しております。また、各支館の冷暖房使用料につきましては、これまで花房支館の300円あるいはコインタイマーと、両方で表示しておりましたものを、金額設定を統一するために200円と改め、さらに、93ページの消費税額を加算する条文の最後に、ただし書きとして「別表第4中冷暖房使用料には、この規定は適用しない」ことを追加しております。これにつきましては、現在、支館のほとんどにおいて、冷暖房使用料をコインタイマーで徴収しており、100円以下での徴収ができないため、適用除外としているものです。なお、今回の改正にあわせまして、現行の支館の備考につきましても、公民館使用料と同じように、「営利を目的として利用する場合は」を、「営利を目的とした団体・企業が利用する場合は」に改め、表内に備考として記載をしております。

なお、この条例は、平成31年10月1日から施行することとしております。
以上で説明を終わります。

渡邊教育長 ただいまの説明に質疑、ご意見はありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決をいたします。
議案第42号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり承認することに決定します。
笹原課長。

笹原生涯学習課長 先ほど、松岡委員様より、文化会館の使用料の件でお尋ねがあった件についてお答えしたいと思います。

文化会館と泗水ホールと指定管理に出しておりますので、一括した金額でご報告させていただきたいと思います。

維持管理に係ります経費といたしましては、昨年度の実績で6,978万円でございます。これに人件費は含まれておりません。その中で、施設の使用料として収入があったものにつきましては、1,006万5,000円ございました。大体14.3%でございます。

渡邊教育長 よろしいですか。

松岡教育長職務代理者 はい、わかりました。

渡邊教育長 議事のほうを終わりました、報告案件に移ります。
まず、いじめ・不登校について事務局から報告をお願いします。
久保指導主事。

久保指導主事 それでは、報告いたしますので、お手元のいじめ・不登校の報告案件をごらんください。着座のまま報告をさせていただきます。

報告資料の1ページをごらんください。

9月の不登校の児童生徒数は、小学生は1名増えて5名に、中学生は5名増えて26名となり、合計は31名となりました。ひと月に3日以上欠席をしますと、12カ月で30日を超えます。9月は1年の折り返しの時期となり、1年間の半分となります6カ月間でひと月5日休みますと、30日以上欠席数となります。

不登校傾向の児童生徒は、小学生が先月同様に5名、中学生は先月より4名増えて16名、小中合わせて21名となっております。

不登校や不登校傾向ではなく、病気や経済的理由等で10日以上欠席している児童生徒は、小学生は先月より17名増えて39名に、中学生は先月より2名増えて29名の合計68名となっております。68名の中で、病気が理由の児童生徒数は41名となります。新規と計上された19名は、数としまして大幅に増加していることを懸念しているところです。中学生の増加はあまりなかったのですが、小学生が特に増加しており、新規で名前が挙がりました児童の理由としましては、病気による理由が14名、経済的理由等として、校区外からの登校ではあるが保護者の送迎ができないや、育児に対する関心が薄く、欠席や遅刻を容認している、保護者の学校に対する理解があまりなく家庭の判断で遅刻や欠席をしているなどが3名と、大きく2つに要因が分かれています。

資料の2段目の不登校の推移のグラフと、3段目の不登校傾向数の推移のグラフを見てください。不登校児童生徒は平成29年度と同じように増加しているのですが、不登校傾向は昨年度より少ない状況となっています。小学校の不登校傾向の発生を抑えられていることが、不登校も不登校傾向の児童生徒数が増加していないことの要因と思われます。

一番下の学年別の不登校児童生徒数のグラフを見ていただきますと、9月は小学4年生と中学2年生がそれぞれ1名増加し、中学1年生と3年生がともに2名の増加となっています。現時点では、小学校1年生から小学3年生までに不登校児童の発生はなく、男女比も大きな差が見られる結果とは言えません。

報告資料の2ページをお開きください。

9月のいじめの報告は、小学校から4件の報告があり、中学校からの報告はありませんでした。小学生のいじめは、現在解消していると報告はありましたが、年明けの1月まではしっかり見守りと寄り添いをしてほしいと伝えていきます。いじめの態様としましては、冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる、仲間外れ、集団による無視をされる、嫌なことや恥ずかし

いこと、危険なことをされたり、させられたりするということでした。学年は小学2年生の女子1名、小学4年生の男女1名ずつ、小学5年生の女子1名となり、特に注目すべき点は、誰にも相談していない小学4年生の2名がおり、2週間の期間中にいじめを受けて悩んで過ごしていたことは、さぞきつかったことだろうと思います。この子たちが、どのようなクラス、どのような集団で過ごしていたかと思えば、担任はなぜ気づかなかったのかと思えば仕方がありません。そのことから、子供たちの様子の変化に気づくために、複数の目で見ることや多数の先生方で見つめていくように心がけていただくようお願いしていきます。

3段目のグラフをごらんください。こちらは、適応指導教室と心の教室、菊池市SSW、学校支援コーディネーターからのトラブル・いじめ相談の報告が9件上がったということになります。あと、中身につきましては、少し見ていただければと思います。

それと、3ページのほうの適応指導教室の、こちらの数値を見ていただきたいと思えます。

資料の4ページと5ページをお開きください。

こちらは、心の教室と菊池市スクールソーシャルワーカー、学校支援コーディネーターの相談利用状況を示しております。まず、訂正箇所がございます。大変申しわけありませんが、5ページ上段の泗水中、9月の心の教室の相談件数が4件となっておりますが、17件の間違いです。訂正のお詫びを申し上げます。

その下の5教室の合計も、そこには示しておりますが、時間の都合上、割愛させていただきます。数値のほうは後ほどごらんいただきたいと思えます。

少しページを飛びまして、6ページをお開きください。

こちらは、1段目のグラフは、月ごとの不登校児童生徒数を示したものです。点線の枠の数が、昨年度は不登校ではなく新規として欠席が増加した子となります。8月からは新規の数が増加しています。この新規の数を増やさない取り組みが、後期に必要となります。

2段目のグラフは、月ごとに土日を外して連続で7日間休んだ場合と、連続ではないが1カ月に10日以上休んだ子の数となります。これで見ますと、6月と9月は欠席者が多くなる月と見てとれます。全体的に見ますと、毎月30名前後の児童生徒が1週間以上は休んでいることとなります。この子たちの学力の保障は厳しい状況が考えられますので、家庭学習の与え方の工夫やIT等を活用した学習活動の活用も検討する必要があります。

3段目のグラフは、月ごとの不登校数を示しております。その中で、点線の枠の数が、昨年度は不登校ではなく新規で不登校になった子供の数となります。この結果から見ますと、8月の新規6名が9月には8名と2名の増加ということになり、新規の不登校の発生は抑えられているように思われます。ただ、不登校傾向の数が9月は増加している割合から見ますと、1日でも欠席を減らすための努力が必要となります。何月は欠席者がなぜ多いのかということ进行分析が必要、またこの後出てくるかと思えます。

そこで、不登校児童生徒の欠席理由を4段目のグラフにまとめております。この中で、不安を理由とするものが21名います。この不安の中身としましては、睡眠障害、勉強への不安、学校生活への不安、DVでの家庭内の不安、障害に対する不安、学校行事に参加することの不安、部活動の不安、宿題を忘れたことでの不安、テストが解けないのではないかと不安といったように、理由はさまざまでした。

3つ目のグラフの下に、現在、不登校と不登校傾向、病気や経済的理由による不登校ではない児童生徒を、これからどうするかについて報告します。

これまでは、数値で不登校生を報告していましたが、名前を挙げてみました。数値を名前にして見ますと、感情を持って見つめることができます。また、生まれた我が子に名前をつける時、親の愛情や願いが込められているというものも見るすることができます。きっと将来はこんな大人になってほしいという願いを含めて命名されているものだと思いますと、「名は体をあらわす」という言葉がありますように、一人一人個性があり、一人一人違った未来を期待して命名されているように感じます。ただ、一つ気づいたことがあります、ここに挙げています名前には、私を感じたところになります、名前があまり読めないもの、当て字、キラキラした名前など多いように感じました。皆さんはいかがでしょう。

今後、子供の命名に対しまして、保護者の思いや教育方針を知り得るようにし、家庭に寄り添いながら支援をしていく必要を感じています。手だてとしては、市役所内の課の連携を進めていこうと思っています。また、学校現場では、この子供たちが学校に登校できるようにさまざまな取り組みがなされています。その目指すところは、自立を目指したものと変わってきていますので、今後も進めていただきます。

資料の7ページをお開きください。

こちらは、先日9月28日に実施しました不登校対策研修会の資料となります。研修を行うために、各学校から事前調査に答えていただいています。20項目を小中学校15校に実施しているものに丸を、定期的実施しているものに三角を、実施していないものにはハイフンをつけていただいています。昨年度にも同じ調査を行っており、項目ごとに実施率を右側に、各学校における取り組みの経年比較を下のほうに示しております。

この結果により、各学校におきます不登校発生の未然防止が昨年以上行われていることが判断できます。平成29年度の不登校数は53名でした。こちらの実施率を見ますと、20項目の実施率が昨年度は85%でしたが、今年度は90%に上がっております。今年度の不登校の数は、これだけ各学校の取り組みが具体的に実践していることから、減少を期待しているところです。

学校に来ることだけを目的とするだけの対策になっていないことが、さらによくわかることが、8ページ、9ページにありますとおり報告されています。

資料の8ページ、9ページをお開きください。

市内15校から、不登校の予防や改善に効果があった実践を出していただいています。

不登校対策研修会の目的の一つとしまして、校内の不登校担当者の自覚と実践力を高めていくことがあります。そのために、他校より学ぶ機会を設けていくことで、自分の学校に取り入れるものはないかと考えていただいています。どの学校も、子供に対して丁寧に取り組みがなされていることで効果が出ているようです。

この取り組みを分析しますと、3つの点の気づきがあります。一つ目は、学校は無理して取り組んでいないということです。無理したやり方は継続しないことから、効果があるやり方を行っています。二つ目は、タイミングを凶っているということです。今、家庭訪問するのは保護者との関係が切れてしまうと捉え、関係機関との連携を凶りながら、一気に動けるようにタイミングをとっているということです。三つ目は、自分のやり方を押しつけるのではなく、子供や保護者に対して何ができるのか、してほしいこと、してほしくないことを判断しているようにされています。ただ単に、保護者や子供ものニーズに応えるだけということにはならないように注意をしながら、判断に迷うときは、判断材料を得るために管理職や専門機関に報告・連絡・相談している職員は対応がうまくいっています。

以上の3点を、今後の不登校対策研修会で、各学校の不登校対策担当職員から校内に復講していただくように取り組みを生かしていきたいと考えているところです。

報告は以上となります。

渡邊教育長 ただいまの報告に質疑及びご意見はありませんか。よろしいですかね。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、報告案件の2番目、地域学校協働活動について事務局から報告をお願いします。

笹原課長。

笹原生涯学習課長 生涯学習課でございます。資料は10ページからとなります。現在、生涯学習課で取り組んでおります事業の報告をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、地域学校協働活動についての説明でございますが、お手元の資料の真ん中の図を見いただけますと、この図に示しておりますのは、未来を担う子供たちの成長を支えるためには、学校教育だけではなく、家庭や地域の人々とともに子供たちを育てていくという視点に立って、地域と学校の連携、協働のもと、地域全体で子供たちの成長を支えて、ひいては地域の活性化につなげるという概念図でございます。

こういった取り組みの背景といたしまして、近年の経済社会の変化、人間関係や地縁的なつながりの希薄化などの要因によります地域の教育力の低下や家庭の孤立化などの課題、学校を取り巻く問題の複雑化、困難化に対して、社

会が総がかりで対応することが求められています。地域と学校がパートナーとして連携、協働するための組織的、継続的な仕組みが今後不可欠であるということでございます。

これを受けまして、昨年、社会教育法が改正されております。資料の一番下段でございますが、真ん中の図のような連携体制の整備のためには、教育委員会は地域住民等と学校との連携協力体制の整備、普及啓発活動などの措置を講じることとたわれております。また、この学校と地域を連携させる役割のコーディネーターを教育委員会が委嘱できるということになっております。

こういった法改正もありまして、教育委員会といたしましては、学校と地域をコーディネートしていただく方の配置、またボランティアで支援していただける方々とのネットワーク化、学校の先生方や地域の方々への意識づけなど、今後、連携体制の整備を図っていく予定でございます。

今後、教育委員の皆様方にもご助言をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますが、子供たちの支援だけでなく、地域づくりに結びつけるような事業でございますので、大変な取り組みではございます。課題といたしましては、やはりコーディネーターの方の確保でありますとか、コーディネーターの人材育成等が課題ということになっておるところでございます。

それと、11ページの次のページでございます。

学校連携アンケートでございます。ただいま説明しました地域学校協働活動の推進、それから、昨年、生涯学習の拠点としてオープンしました生涯学習センターを中心とした社会教育施設との学校連携に関しまして、本年度、市内小中学校にアンケートをとらせていただいております。

その結果については、お手元に配付させていただいておりますが、字が小さくてちょっと見にくいかもしれませんが、申し訳ございません。

簡単にご説明申し上げますと、まず、設問の1から3までにつきましては、学校と社会教育施設との連携の状況につきましてお答えをいただいております。自然体験活動として少年自然の家の活用などが一番多いようでございます。

問4では、今後、社会教育施設等と拡大していきたい連携内容についてお答えいただいておりますが、図書館との連携では、調べ学習であったり、教育課程にマッチングした出前講座等の要望が上がっておるところでございます。

また、問9でございますが、図書館との連携、それから、問10では、公民館講座に関する要望等をお答えいただいております。図書館の連携では、公立図書館、図書司書と学校司書との連携、研修や、また、公民館におきましては、地域の伝統芸能に関する講座の開催などの要望等が上がっております。

問11に関しましては、学校授業で今後導入を予定されておりますプログラミング講座や英語講座につきまして、既に公民館で講座を実施しておりますが、学校の要望としては、学校に来ていただければありがたいなどの回答があったようでございます。

問12から問13におきましては、地域の区長さんや自治公民館長さん、あるいは企業との連携について聞いております。

また、問14におきましては、特に支援を必要とする教科等についてお答えいただいておりますが、生活の授業、それから技術家庭、あるいは総合の授業において支援をいただければというような、必要とされているということがわかりました。

問15から問17につきましては、コミュニティスクールの状況、それから、問18から問21につきましては、学校ボランティアの状況についてお答えをいただいております。

最後に、問22では、社会教育施設や地域との連携について自由なご意見をということで、やはり多くの学校で、施設や地域をコーディネートいただける方の必要性や連携の必要性について意見が寄せられているところでございます。

以上、アンケート結果についてご報告申し上げましたが、詳しくは後ほどごらんいただければと思います。

回答いただきました、このアンケート結果につきましては、これをもとに次年度以降の公民館講座でありましたり、施設と学校との今後の連携、あるいは、先ほど説明させていただきました地域学校協働活動の参考としていただきたいと考えております。

また、現在、生涯学習基本計画の策定に向けての準備も進めておりますが、その資料としても活用する予定でございます。

報告は以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの報告について質疑、ご意見はありませんか。
芹川委員、どうぞ。

芹川委員 その地域学校協働活動の概要図なんですけれども、仮に児童相談所とかほどのあたりに入るんですか。福祉のほうで。

渡邊教育長 笹原課長。

笹原生涯学習課長 そうですね、福祉関係団体です。

芹川委員 はい、ありがとうございます。

渡邊教育長 よろしいですか。

芹川委員 はい、すみません。

渡邊教育長 ほかにございませんか。森委員、どうぞ。

森委員 地域の旭志のことなんですけど、今もコーディネーターがとても大事と言われてたんですけど、旭志は去年まではあったんですけど、今年は引き揚げになっていて、なくなっているんですよ。だから、結局、泗水町の方かな、あの方が今一人残っていらっしゃるんですけど、こういうときに、あえていなくなったので、非常に地域の方は、いろいろ意見が出ていたんですけど、そこらあたりはどのような事情でそうなったのか。

笹原生涯学習課長 この話が出る前ではあったんですが、コーディネーターを置いているところが旭志と泗水だったんですが、ほかの学校も当然欲しいというお話もやっぱり出ているわけでごさいます、不公平感というか、そういうのをとりあえずなくす。それと、お一人がちょっとおやめしたいというお話もございましたので、それと、もう一人の方のほうにもですね、そういったお話をさせていただいて、本年度はちょっと予算もございましたので、残っていただくことにはなったんですけども。それと、家庭教育支援につきましては、現在、本庁のほうに一人いらっしやいまして、その方で市の全体の家庭教育の関係の支援、相談と、そういったことはしていただいているところでごさいます。今度、学校協働活動の本部の立ち上げに当たりましては、いろんな学校の要望をお聞ききしまして、できれば学校にお一人ずつぐらい配置できればと思います。

森委員 私もそう思います。もう学校に、やっぱり一人ずつ、こんなんでもやっていくんだったら、そういうのを予算を上げていただきたいなというのをとても思いますので、ぜひ検討をお願いします。

渡邊教育長 ありがとうございます。よろしいですか。

森委員 はい。

渡邊教育長 ほかございませんか。松岡職務代理。

松岡教育長職務代理者 1点だけ、ちょっとお尋ねしますが、定年退職なさった先生たちの嘱託で復帰されている先生たちと、それから、退職された先生たちが、もちろん本人の意思でしょうから、その割合って何割ぐらい実際復帰されて業務に当たられているというのは、大体の大まかな割合というのはわかりますか。大体、わかる範囲内でいいですけど。

渡邊教育長 横手審議員、どうぞ。

横手教育審議員 管理職で定年退職を迎えられた先生につきましては、大体半数ぐらいが再任用されているようです。管理職でない方は、基本的にはやっぱり親の看病だ

とか、いろんな事情があらわれて、一旦は引かれて、負担の少ない職種を望んでおられる方が多いようです。

渡邊教育長 松岡職務代理。

松岡教育長職務代理者 じゃあ、今の現状から言いますと、そういう人たちが希望があつて、嘱託でなれないという状況じゃなくて、逆に、もう少しなつていただきたいという要望は、やっぱり行政としてはあるということですよ。そのバランスのところが。また、そういう人たちは今後どういうふうに通っていくのか。やっぱり人というのは、とにかく足りなくなるだろうし、特に高齢者の方々の経験を持たれた方を、その人のやっぱり強みというかな、こういうことは強かったとなれば、そういうことの中に、経験値の中から応援していただくという形はやっぱり大事かなというのがありますね。

渡邊教育長 横手審議員。

横手教育審議員 ご本人が再任用を希望された場合は、ほぼ100%希望どおり採用されるというのが、大体今の現状でございます。もうすぐ定年が60歳から61歳ぐらいまで広がって、どんどん延びていきますので、今で言う60歳定年でやめられる方も含めて、採用枠というのは増えていくということが予想されますし、実際に現役というか、新しく採用される方が少なくなっているという現状がありますので、なるべく再任用、再雇用の方向で進んでいくんだらうと思われま

渡邊教育長 松岡職務代理。

松岡教育長職務代理者 そうですね、ちょっと外れるかもしれませんが、今、企業が求められていることというのは、その企業が、やっぱりあと5年ぐらいで退職すると、計画上はデータがでますから、その人たちに老後の暮らし方を、会社的に提案していくというか。どんなふうに人生をこれから送りますかというようなことで投げかける。そしたら、投げかけられたその人たちを対象に、意見交換をしていきながら、会社にもうちょっと帰属意識を持ちたいということであれば、その人たちのスキルというのはいまわかっていますから、じゃあ、こんなことをちょっとお願いしますといったような、いろんな方が、要するに、自分でこういうことをしていきたいということであれば、そちらのための勉強会も、現役のときに少し時間を割いて勉強会をつくっていくという。企業というのは、やっぱりそんな形でないと生き残れないと思います、今からは。そんなことを感じてはおります。ありがとうございました。

渡邊教育長 ありがとうございました。ほか、ありませんか。よろしいですか。

木村センター長。

木村生涯学習センター長　じゃあ、私のほうから。次のページに、ライフキャリア教育の推進ということで、島根県の益田市の例をA4の裏表に書いております。

その中で、トピックス的に2つ取り上げておまして、1つは、新・職場体験というのと、もう1つは、カタリ場ということで取り上げております。これは、前々回でしたか、私のほうで、非常に益田市の取り組みが全国的にも注目を集めていますということで、教育委員会のほうで、学校で実施しています職場体験とは一風違ったような取り組みをしていますということで、近いうちに状況を把握してまいりますので、またそのときにご報告申し上げますと書いていたものです。

完結にまとめてありますので、ごらんいただければお分かりいただけると思いますけれども、要は、益田市も全く一緒に、やっぱり高校卒業したら、もう都会に出ていってしまって、なかなか子供たちが帰らない、要するに地域を担う子供たちがどんどんいなくなっていく、そういう現状に非常に大きな危機感を、やっぱり益田市自身もそこを気にしておられて、よく言うのが、人材育成の基本の中で、特に郷土愛というようなものは、やっぱり歴史とか文化とか、そういうものが中心になるんですけれども、やっぱりそこにもうひとつキーワードとして人があるんじゃないかと。

地域でいろいろ頑張ってる人たち、そういう大人と子供の出会いみたいなものを、より充実させていくことによって、子供たちも新しい考え方、そういうものを気づくんじゃないかなと、自分自身がですね。そういう意味合いがあるということで、自然とか歴史、文化だけ、あるいは食だけじゃなくて、とにかく人が重要だということで、一度、仮に故郷を離れていったとしても、故郷に思いを寄せ、ふるさとを応援する気持ちだったり、あるいは、いずれふるさとに帰ろうかなと、そういう気持ちを持ってもらうような人づくりをしよう。要するに、外に出す教育というよりも、やっぱり地域の中で活躍できるような人材を育成したいんだというまじの、これは市長の非常に中心的な思いがそこに入っているというふうに思います。

ですから、人との交流によっていろんな価値観との出会い、そして、また自ら考える力、そういうものを養っていくということで、地域の人材を育成するということでもあります。

その中の手法のひとつが新しい職場体験ということで、とにかく、益田の人100人というので選んであります。いろんなところで本当に活躍をされている、農業ももちろんやって、漁業者もいらっしゃるし、それから、普通のサラリーマン、あるいは消防団で活躍する人、いろんなボランティアで活躍する人、さまざまな人がそういう中で選ばれているんですけども、そういう人たちとの接点を設けてくるということで、子供たちがいろんな職業観だったり人生観というものを、ここで育んでいく、そういう形をやりたい。

ですから、そのためにも、今まで、いわゆる単なる職場の体験をするっていうんじゃないくて、もう事業者が、将来自分たちのところを、しっかりそれを支えてくれる人材が必要なわけですので、会社の方でやっぱり必要でしょうということを中心に訴えていって、中学校に対して求人票をやって、中学生が、じゃあ、求人票を見て、どういう事業所を私は行ってみたい、体験したいというようなことをやる。そして、当然職場に行く場合には、面接もあるし、今度は事業所のほうに行って体験するときには、体験プログラムはこんな感じで、こういう形で指導してくださいと、念入りに事業所ともやっぱり打ち合わせをしていくというようなことで、非常に子供たちの体験報告というのは、下のほうの図柄が入っていますけども、これは子供たちが書いた報告書、求人票であったり報告書が、ちょっと読みにくいんですけど、書いてありますけれども、大変多くの方々、中学校の8校の230名、85事業所で昨年は受け入れられて、今年はまだ122に増えたというようなことであります。

ですから、なかなか先生という縦の関係、生徒という横の関係じゃなくて、もっと斜めの人だから非常に伝わりやすいし、伝わるものがあるというようなことであります。そういう職場体験を通して、非常にいい成果が上がっているということでした。

裏面のほうのカタリ場のほうは、親や教師以外のいわゆる人生の先輩、これも斜めの関係、下のほうの絵に描いてありますけれども、斜め関係の中で、本当に自分と同じようなことを先輩たちは悩んできたんだというのが、何だと、自分だけじゃないんだというのを共有できることが、非常に気持ちの安心感につながっているということで、発表の仕方がおもしろくて、これがTKUでうちの職員も出ましたけど、人生グラフというのを書いて、このときには非常に結婚して気持ちがよかったとか、事業に失敗して落ちたとか、そういうのを折れ線グラフで書いたのを自分で出して、そして、私はこんなところで落ち込んだんですよ、こういうことがありましたというようなこと、そこから、こういう経験があつて、また上のほうに気持ちが伸びていったんだよみたいなことを、やっぱり先輩が子供たちに伝えてあげるみたいなの、そういう仕掛けはあるんですよ。

そういう中で、人生浮き沈みグラフとか何か言っているみたいですけども、そういうのを見ながら、非常に子供たちが親近感を覚えるというようなことと、それから、その人たちのやっぱり生き様を見るわけですので、地元への愛着も深まっていくというような中身になっていっているそうです。

これは、特にカタリ場というのは、NPO法人のカタリバさんという、これは益城のほうにも一部できております。これは震災復興ということを応援しようということで来ていますけれども、非常にこれが大きな成果を上げているということでございました。

時間がございませんので、簡単にこれぐらいでご報告に変えたいと思います。

渡邊教育長 どうもありがとうございました。資料として示していただいておりますので、ご一読をまたお願いしたいと思います。

渡邊教育長 松岡職務代理。

松岡教育長職務代理者 私もちよっと関連することで、ちょっとお話しさせていただければと思います。

実は、昨昨年、帯広の帯広市長が中心になってイノベーションプログラムというのをつくって、それで、私は呼ばれてそこに行ったんですけど、やっぱりそこでも、何かこう、ものすごく活気を感じましたですね。それは何なのかというと、やっぱり、ほんとうにこの地域を、将来どういうふうに持っていきたいんだというのを、いろんな想定される条件はいっぱいあると思うんですけどね、やっぱり、まず話し合おうというところから入って行って、一人一人の立場の中で、どうしたら内定できるかでね。それ自体を、首長である市長がきちっと受けとめて、計画を立てられるんですね。何かそんな形ができていければいいのかなというのはありますね。とても参考になりました。ありがとうございました。

渡邊教育長 ありがとうございました。それでは、その他に入ります。事務局のほうから何かありますか。ありませんか。

事務局一同 なし

渡邊教育長 じゃあ、委員の皆様から特にご意見、その他、よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。どうもご苦労さまでした。お疲れさまでした。

(音源終了)